

「いのちを守る自殺対策緊急プラン」

平成22年2月5日自殺総合対策会議決定

自殺対策基本法成立後の主な取組

- ・自殺対策基本法施行(平成18年10月)
- ・自殺総合対策大綱策定(平成19年6月)
- ・自殺対策加速化プラン策定(平成20年10月)
- ・地域自殺対策緊急強化基金の造成(平成21年度から3ヵ年)

最近の自殺をめぐる状況

- ・平成10年以降、12年連続年間3万人超
平成21年の自殺者数は、32,753人(暫定値)。前年比504人増。(1.6%増)
- ・厳しい雇用情勢
完全失業者数は14ヶ月連続して増加(21年12月末時点)

- ・「自殺対策緊急戦略チーム」(内閣府政務三役及び内閣府参与)の発足
- ・「自殺対策100日プラン」の取りまとめ(21年11月)
- ・年末・年度末に向けた緊急対策
- ・政府が取り組むべき中期的な施策等を提言

「当事者本位」の施策の展開へと政府全体が意識改革を図り、一丸となった対策の緊急強化

「いのちを守る自殺対策緊急プラン」の策定へ

いのちを守る自殺対策緊急プラン【概要】

1. 社会全体での取組

【普及啓発の推進】

「自殺対策強化月間」(3月)
地域の先進事例の普及
睡眠・アルコール問題
等

2. 相談・早期対応体制の充実・強化

【相談体制の充実・強化】

ハローワークにおける心の健康相談
法テラスによる法律相談
中小企業経営者向け相談
教育相談(スクールカウンセラー等)
生活支援相談(住居、生活保護等)や農村における各種支援活動との連携

【早期対応体制の充実】

ゲートキーパー(かかりつけ医、消費者相談員等)の育成・拡充
職場での心の健康づくり
「生きる支援」の総合検索サイトの取組の普及
等

3. 状況分析や実態解明による効果的な対策

自殺統計データの解析・情報提供の充実
子どもの自殺の実態調査
等

4. 制度・慣行の検討

連帯保証制度等の在り方の検討
自殺の要因の背景にある制度・慣行の把握

5. ハイリスク地・ハイリスク者への重点的な対策

【ハイリスク地対策】
鉄道駅ホーム・高層建築物対策
自殺多発地域の取組の把握

【ハイリスク者対策】
アルコール・薬物依存者等への支援関係者の資質向上
うつ病の診療技術の向上
インターネット上の自殺関連情報対策
等

6. 自殺未遂者への支援強化

精神科医と救急医の連携強化
自殺未遂者の診療等の研修
等

7. 自殺者の遺族への支援強化

遺族支援の優良事例の普及
自死遺族ケアの充実
等

8. 推進体制の強化

内閣府の総合対策センター機能の強化

9. ワンストップ総合相談体制

事例調査による総合相談体制の推進